公開請求の内容及び処理状況

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)			担当局	担当
8月28日	9月10日	戸籍事務取扱準則制定標準(通達)第20条1項に規定している戸籍法122条及び124条の不服申立てがされたとき、同法139条に関する事件が開始されたとき、又は損害賠償請求の訴えが提起されたときは、区長等は大阪法務局長にその概要の文書が報告されるが、それらに関する文書一式期間 2016年4月1日から2020年8月28日まで(住之江区に係るものについて)	不存在				住之江区役所	窓口サービ ス課(戸 籍)
						中		
						号		
						号		